Newsletter

ATSUMI & SAKAI
TOKYO | LONDON | FRANKFURT
www.aplaw.jp

▸ Agricultural, Forestry and Fisheries Law Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の農林水産法務プラクティス・チームから、ニューズレターをお届けいたします。
当事務所では、2018年に、異なる強みを持つ弁護士4名及びアドバイザー1名の構成により、農林水産法務プラクティス・チームを立ち上げました。同チームでは、海外取引、海外進出（または撤退）支援、複雑な売買やライセンス等の知的財産に関わる契約のドラフト及びレビュー、公正取引委員会等の当局対応のほか、農林水産分野に関わる訴訟・仲裁、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めています。

家畜遺伝資源の保護に関する法制度
（家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律、家畜改良増殖法改正法）

2021 年 1 月 No.AFFL_006

令和 2 年通常国会における畜産業に影響を与える法改正

1. 第 201 回国会で成立した法律案

本ニューズレター執筆時点では令和 2 年の第 202 回国会（臨時会）が閉会したところであるが[1]、第201回国会（常会）において、畜産業に影響を与える以下の (1)-(3) の 3 法案（概要は下記 (1)-(3) において記載したとおりである。）が成立している。本ニューズレターでは、(1) 及び (2) について簡潔に解説する。

(1)　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律[2]
長年の改良により財産的価値が高まった家畜遺伝資源を知的財産として保護するべく、家畜遺伝資源の不正取得等を防止するための不正競争行為を禁止するとともに、民事上の差止請求及び信用回復措置が導入されるとともに、刑事罰も導入された。

(2)　家畜改良増殖法の一部を改正する法律
(1) による知的財産の保護に加え、家畜遺伝資源の保護の観点から、家畜人工授精用精液・受精卵の流通に新たなルールを設け、また、新たなルールに違反した場合の行政処分と刑事罰が導入された。

(3)　家畜伝染予防法の一部を改正する法律
国内で感染が確認された豚熱（豚コレラ）に対応し、また、東アジアでも感染地域が拡大してきている ASF（アフリカ豚熱）の国内への侵入を防止するための法律上の手当てが行われた。

2. 法改正の背景

和牛には著名な品種が複数あるが、これらは、品種改良従事者による長年にわたる交配、改良の積み重ねにより開発されたものである。交配の積み重ねにより一定の特徴を有する家畜を開発する行為は、知的な活動であり、その成果を保護する必要性が高いにもかかわらず、当該家畜が開発者の意図と異なる形で容易に流通してしまうことがある[3]。近時、ブランド牛の精液をストローに入れ、中国に持ち出す事件等が報道されており[4]、既存の法律の枠組みでの保護の限界も指摘されたため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の制定及び不正競争防止法[5]及び家畜改良増殖法[6]の改正が行われることとなった。

3. 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の内容

家畜には特定の品種に属する個体間の能力やその産子に現れる結果にばらつきがあるため、特許権や商標権のような権利設定型の手法はそぐわない反面、改良された品種は家畜の改良プロセスを通じて有用な遺伝子情報が集積されたものであるため、不正競争防止法における成果冒用行為の規制を参考に、一定の行為を違法行為と位置付け禁止する枠組みが採用された[7]。本ニューズレター作成時点において同法で保護される家畜遺伝資源は、(i)「黒毛和種」(ii)「褐毛和種」(iii)「日本短角種」(iv)「無角和種」、(v) これら (i)-(iv) の和種の交雑品種、(vi) (i)-(v) の品種と (v) の交雑品種についての家畜人工授精用精液及び家畜受精卵とされている[8]。

---

[1] 今般の臨時国会では、農林水産業に関連する法律では、懸案とされていた種苗法の成立に加え、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律も成立している。
[2] 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行期日は、令和 2 年 10 月 1 日である（家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 289 号））。
[3] 品種の開発者とその譲受人の関係に限定すれば、契約により外部への流出を防ぐ手立てを合意しておくことも可能である。
[4] なお、平成 10 年までに、生体 247 頭、精液 1 万 3,000 本が日本から米国へ輸出されており、さらに米国で増殖され、米国から豪州へ輸出されている。海外においても、戻し交配（backcross）も活用することで純粋な和牛に近い和牛の生産が可能になっている。
[5] 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会の「中間とりまとめ」について（令和 2 年 1 月 28 日）（https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/200128.html）
[6]「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」中間とりまとめ（令和 2 年 1 月 28 日）（https://www.maff.go.jp/j/study/wagyu_iden/wagyu_iden.html）
[7] なお、家畜の遺伝資源を保護するための国際条約（例えば、種苗でいうところの UPOV 条約）は存在しない。
[8] (i)-(iv) の 4 品種が、日本において改良された、和牛の肉専用種である。

同法が定める「不正競争」によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある「家畜遺伝資源生産事業者」は、侵害の停止又は予防を請求できる（差止請求権。同法第 3 条第 1 項）こととされた。また、同法が定める「不正競争」を行って他人の営業上の利益を侵害した者に対し、これにより被った損害の賠償を請求できる（同法第 4 条）。これらの概念については以下において概要を説明する。

(1)　保護対象となる「家畜遺伝資源」
家畜遺伝資源とは、家畜遺伝資源生産事業者[9]が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等で、契約等一定の行為によりその使用者の範囲又はその使用目的に関する制限を明示したものをいう（同法第 2 条第 1 項）。

「使用者の範囲又はその使用目的に関する制限」は、契約その他同法施行規則で定める行為により明示されなければならないとされており、契約以外の方法として 3 つの方法が定められた。

① 業として行う特定家畜人工授精用精液等の譲渡又は引渡しに係る契約の内容とすることを目的として準備した条項（民法に規定する定型約款の個別の条項を含む。）であって、当該制限をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する行為

② 新増殖法に基づく家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書に制限を表示する行為

③ 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に、制限があることを表示するものとして需要者の間に広く認識されている文字、図形若しくは記号又はこれらの結合（以下「略称」という。）を表示する行為

上記①に関連して、農林水産省は、非常にシンプルな家畜人工授精用精液等譲渡契約約款をその内容に含む通達をインターネット上で公表している[10]。かかる約款をインターネットで公表し、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の利用者が当該約款に従うことを合意することで①の要件を充足することになると思われる[11]。また、③の略称としては、「(R)」の表示で足りることが農林水産省のホームページ上に公表されている[12]。

(2)　差止請求、損害賠償の対象となる「不正競争」行為
以下の①から⑬までの各行為が、「不正競争」に該当する。

語弊を恐れずに簡単に言えば、不正に取得する行為、契約上の制限を超えて家畜遺伝資源を利用（使用、譲渡、引き渡し、及び輸出）する行為である。さらには、これらにより生産された家畜を、更に家畜や精液・受精卵の生産目的に利用する行為も不正競争に該当するものと定義された。

① 詐欺、暴行、脅迫、窃取又は業務上横領により家畜遺伝資源を取得する行為（以下総称して「不正取得行為」という。）

② 不正取得行為により取得し、又は領得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

③ その家畜遺伝資源について不正取得行為が介在したことを知って、又は重過失により知らないで、家畜遺伝資源を取得し、又はその取得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

④ その譲渡又は引渡しを受けた後に不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、当該譲渡又は引渡しに係る契約により明示された使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を超えて家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

⑤ その家畜遺伝資源の譲渡若しくは引渡しが④に掲げる行為（家畜遺伝資源を譲渡し、又は引き渡す行為に限る。「契約外不正譲渡等行為」という。）に該当することを知って、若しくは重過失により知らないで、譲渡若しくは引渡しを受けて家畜遺伝資源を取得し、若しくはその家畜遺伝資源について契約外不正譲渡等行為が介在したことを知って、若しくは重過失により知らないで、家畜遺伝資源を取得し、又はこれらの行為により取得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

⑥ 自己の②から⑤までに掲げる行為（家畜遺伝資源を使用する行為に限る。以下「不正使用行為」という。）により生じた家畜を家畜若しくは家畜の精液若しくは受精卵（以下「家畜等」という。）の生産の用に供し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

⑦ その家畜が他人の不正使用行為により生じたものであることを知って、又は重過失により知らないで、家畜を取得し、又はその取得した家畜を家畜等の生産の用に供し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

⑧ 自己の⑥及び⑦に掲げる行為（家畜を家畜等の生産の用に供する行為に限る。）により生じた家畜等を譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

⑨ その家畜等が他人の⑥又は⑦に掲げる行為（家畜を家畜等の生産の用に供する行為に限る。）により生じたものであることを知って、又は重過失により知らないで、家畜等を取得し、又はその取得した家畜等を譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

---

[9] 家畜遺伝資源生産事業者とは、家畜遺伝資源の生産の事業を行うものをいう（同法第 2 条第 2 項）。

[10]「家畜人工授精用精液等譲渡契約約款条項例（契約のひな形）について」（元生畜第 814 号、https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/kachiku_iden-30.pdf）

[11] 農水省により作成、公表された約款自体はシンプルなものになっているが、いわゆる BtoB の関係において必要に応じ約款の内容に修正を加えることを否定する趣旨であるかどうかは、慎重な検討を要するように思われる。

[12]「契約以外の方法での制限の明示について」（https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/kachiku_iden-35.pdf）

⑩　自己の不正使用行為により生じた受精卵を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

⑪　その受精卵が他人の不正使用行為により生じたものであることを知って、又は重過失により知らないで、受精卵を取得し、又はその取得した受精卵を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

⑫　自己の⑩又は⑪に掲げる行為（受精卵を使用する行為に限る。）により生じた家畜を譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

⑬　その家畜が他人の⑩又は⑪に掲げる行為（受精卵を使用する行為に限る。）により生じたものであることを知って、又は重過失により知らないで、家畜を取得し、又はその取得した家畜を譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

(3)　その他の訴訟手続に関する規定
損害の額の推定規定（5 条）、家畜遺伝資源を取得した者の当該家畜遺伝資源を使用する行為等の推定（6 条）、インカメラ手続（7 条）等、不正競争防止法と同等の訴訟手続に関する規定が置かれた。

(4)　刑事罰
不正の利益を得る目的による家畜遺伝資源の不正取得行為等、一定の行為には刑事罰（10 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金）の適用を受けることになる。法人の代表者等による場合には、法人に対する 3 億円以下の罰金刑の適用がある。

なお、相手方が国外で家畜遺伝資源を使用する場合にも刑事罰の適用があり得るため、外国の事業者であっても域外適用の可能性に留意する必要があるように思われる（第 18 条第 1 項第 11 号）

(5)　裁判管轄
民事訴訟法第 6 条の 2（意匠権等に関する訴えの管轄）の適用対象とされたため、個別事案に応じて、東日本の地方裁判所が管轄権を有する場合は東京地裁に、西日本の地方裁判所が管轄権を有する場合には大阪地裁にも管轄が認められる。

4. 改正家畜改良増殖法の内容

上記のとおり、家畜遺伝資源を知的財産として保護する法制が新たに導入されたが、海外における裁判手続のハードルの高さ等のため、家畜遺伝資源が海外に流出してしまった場合に事後的に対応することは困難であると言わざるを得ない。そのため、家畜改良増殖法を改正し、家畜遺伝資源の流通管理が強化された。重要な改正としては、以下のものがある。

①　家畜人工授精所等[13] ではない者からの家畜遺伝資源の譲渡の禁止今般の改正により、家畜人工授精所等で保存されていない家畜人工授精用精液や家畜受精卵を他人に譲渡してはならないことが明文化され、家畜人工授精所の開設許可を得ていない農家から別の農家への精液等の譲渡が禁止された（家畜改良増殖法第 14 条第 3 項）。

②　特定の家畜人工授精用精液等を収めた容器への表示
家畜人工授精用精液の容器には、（ア）採取の用に供した雄の家畜の名前等及び（イ）採取年月日を、家畜受精卵の場合は、（ウ）家畜人工授精用精液等を採取又は生産した家畜人工授精所の管理番号、（エ）家畜受精卵に係る供卵牛と種畜の名前又はこれらの個体識別番号及び（オ）生産年月日（※（エ）と（オ）は家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書の番号により代替可能。）を容器に表示しなければならない（家畜改良増殖法第 32 条の 4）。

③　譲渡等記録簿に記載する事項
譲渡等記録簿について、譲渡、譲受、廃棄又は亡失の年月日、相手方に関する事項、譲渡等した家畜人工授精用精液等の本数、譲渡等した家畜人工授精用精液等の証明書番号等を記載する、農林水産省の定める様式を作成し 10 年保存しなければならない（家畜改良増殖法第 32 条の 5）。

④　家畜人工授精所の開設者が毎年行う都道府県知事への報告
家畜人工授精所の開設者は、毎年、家畜人工授精所の業務内容等を都道府県知事に対して報告しなければならない。その際、特定家畜人工授精用精液等については、譲受数量、譲渡数量、保存数量等についても報告しなければならない（家畜改良増殖法第 34 条第 3 項）。そして、当該報告については、農林水産省に内容が通知される（同条第 5 項）。

---
[13] 家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設をいう（家畜改良増殖法第 12 条第 1 項）。

5. 終わりに

和牛の遺伝資源は既に海外に持ち出されているものが少なくないため、今後の流出を防止することに意味があるように思われる。同時に、和牛遺伝資源が（和牛の精液がストローに収まった有体物であるという認識にとどまらず）知的財産であることの根本的な理解が広く進むことを期待したい。

執筆責任者：弁護士 臼井康博
(*https://www.aplaw.jp/lawyers/yasuhiro-usui/*)

他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。
配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。
広報部宛　prcorestaff@aplaw.jp
※お名前、部署、役職をご明記ください。
　また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】
□ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
□ベトナムビジネス
□インドビジネス
□ロシアビジネス
□再生可能エネルギー
□農林水産
□イノベーション／テクノロジー
□その他（ご興味のある分野をご教示ください。）
【英語】
□ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

Author(s) / Contacts

弁護士 臼井 康博（パートナー、東京弁護士会）　[執筆責任者]

慶應義塾大学法学部法律学科 平成 16(2004) 年卒業
米国ペンシルベニア大学ロースクール (LL.M.) 平成 27(2015) 年卒業
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2007 年～)
種子・農薬メーカー出向（2016 年～ 2017 年）
クールジャパン機構出向（2017 年～ 2018 年）

E-mail: *yasuhiro.usui@aplaw.jp*

> *View Profile*

弁護士 宮塚 久（パートナー、第二東京弁護士会）

京都大学法学部　平成 6(1994) 年卒業
西村あさひ法律事務所 (2007 年～ 2017 年）
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2017 年～）

E-mail: *hisashi.miyatsuka@aplaw.jp*

> *View Profile*

弁護士 藤本 豪（パートナー、第二東京弁護士会、ニューヨーク州 / カリフォルニア州弁護士（インアクティブ））

東京大学法学部 平成 7(1995) 年卒業
米国ペンシルベニア大学ロースクール (LL.M.) 平成 22(2010) 年卒業
上海盛沃律師事務所 (2012 年～ 2013 年）北京市大成律師事務所 上海分所 (2013 年～ 2014 年）
西村あさひ法律事務所 (2014 年～ 2017 年）
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2017 年～）

E-mail: *go.fujimoto@aplaw.jp*

> *View Profile*

弁護士 及川 富美子（パートナー、第一東京弁護士会、ニューヨーク州弁護士）

学習院大学法学部 平成 9(1997) 年卒業
同大学院 平成 12(2000) 年卒業
米国ミシガン大学ロースクール (LL.M.) 平成 25(2013) 年卒業
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（2003 年～）
Mayer Brown LLP (New York) (2013 年～ 2014 年）

E-mail: *fumiko.oikawa@aplaw.jp*

> *View Profile*

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　農林水産法務プラクティスチーム
弁護士　臼井 康博
Tel: 03-5501-2111 / E-mail: *cpg_affl@aplaw.jp*

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

© Atsumi & Sakai 2021